

承認内容に変更が生じた場合

- やむを得ない事情等で承認を受けた事項(入山日や人数等)に変更がある場合は、速やかに県に報告をお願いします。
 - ① 変更内容について、「免除変更届出書」に記入の上、静岡県富士山世界遺産課まで御提出ください。(押印省略・データ提出可)
電 話：054-221-3746 F A X：054-221-3757
メール：sekai@pref.shizuoka.lg.jp
 - ② ①で提出した免除変更届出書を印刷し、入山日当日に持参してください。
 - ③ 発行済みの減免承認通知書と免除変更届出書を各登山口の受付小屋に提出し、入山手続を行ってください。なお、入山届は、承認時の内容ではなく、免除変更届出書の内容をもとに、実際の入山日や入山者、入山人数等を記載してください。
- 天候不良や体調不良等で、入山予定日の直前や当日に変更を要し、事前に県に連絡ができない場合は、入山日当日に「免除変更届出書」を持参し、現地で提出してください。
 - ※ 変更届の提出後、改めて変更後の内容で減免承認通知書は発行しませんので、必ずお手元にある減免承認通知書をあわせて持参してください。
 - ※ 届出内容に疑義や問題が生じた場合は、個別にお問い合わせさせていただきます。
 - ※ 入山後に、減免事由に該当しないことが判明した場合、入山手数料の納付をお願いします。

様式は県ホームページから御確認ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/mtfuji/1002809/1072062.html>

